

湖西市特定不妊治療費補助金の制度

目 的 医療保険が適用されず、高額の医療費がかかる特定不妊治療に要する費用の一部を補助し、不妊治療にかかる経済的負担を軽減することを目的とする。

対象となる治療

●体外受精及び顕微授精

※ ただし、保険診療に係る自己負担金、凍結された精子、卵子、受精胚の管理料（保存料）、入院費、食事代、病衣代、文書料は含まれません。

●精子を精巣又は精巣上体から採取するための手術（男性不妊治療）

対象者 以下の①～⑤の全てに該当する夫婦

- ① 夫または妻の住所地が湖西市内であること（ただし、震災等で災害救助法の適用を受けた地域から湖西市に避難してきた方 についてはこの限りではありません）
- ② 体外受精及び顕微授精以外の治療法では妊娠の見込がないか、又は極めて少ないと医師に診断された夫婦で、第1子又は第2子を対象にした治療であること
- ③ 静岡県特定不妊治療費補助金の交付を受けることが確定していること
- ④ 市税を完納していること
- ⑤ 補助金の交付申請日において申請者が湖西市に居住していること

補助額 静岡県の補助額を差し引いて、一夫婦あたり以下のとおり助成します。

- 1 特定不妊治療（男性不妊治療を除く）については1年度10万円を限度
- 2 男性不妊治療については、1年度10万円を限度

なお、補助年度は湖西市に申請された日が基準となります。

例) 治療及び静岡県の助成が令和2年度中に行なわれた場合でも、湖西市への申請が令和3年度中の場合、令和3年度分の補助申請となります。

申 請 静岡県特定不妊治療費補助金の確定通知書

「補助金の交付について（決定及び確定）」と書かれた通知の右上に記載されている決定日から90日以内

申請に必要な書類

- ① 湖西市特定不妊治療費補助金交付申請書（様式第1号）
- ② 請求書（様式第4号）
- ③ 静岡県特定不妊治療費補助金の確定通知書
- ④ 夫及び妻の戸籍謄本又は戸籍全部事項証明書（外国人の方は、外国人登録原票記載事項証明書）※申請日の前1か月以内に交付を受けたもの
- ⑤ 市税の滞納がない証明書（夫と妻1通ずつ）
※申請日の前1か月以内に交付を受けたもの

以下⑥～⑦は、静岡県特定不妊治療費補助交付申請において静岡県に提出した添付書類

- ⑥ 特定不妊治療を受けた医療機関発行の領収書（原本）
- ⑦ 特定不妊治療受診等証明書（コピー）
- ⑧ 事実婚関係に関する申立書（届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合に限る。）※対象者のみ提出

申請に必要な書類の⑥及び⑦の書類については、静岡県に申請する前に各自でコピーをとって保管しておいてください。

補助金支給の方法及び不承認

申請書類の審査の結果、要件に該当する場合には、申請者本人に通知するとともに請求書に記入された金融機関口座に振り込みます。

【問い合わせ先】 湖西市役所 子ども家庭課 ☎ 053-576-4794

※必要書類は子ども家庭課（健康福祉センター内）で配布、または湖西市のウェブサイトからダウンロード出来ます。